

○うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の社会参加を促進し、自立更生を図るため、予算の範囲内において、障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部について助成金を助成するうるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、うるま市福祉事務所とする。

2 うるま市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、事業の一部又は全部を適切に運営できると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(助成対象者)

第3条 この告示により助成金の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、本市に住所を有する者とする。

(1) 本助成金の交付申請日前6月以内に公安委員会から道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項及び第4項に規定する運転免許証の交付を受けた者

(2) 前号に規定する運転免許証の交付を受けた時点で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）又は沖縄県療育手帳制度規程（昭和49年沖縄県告示第462号）第2条の規定による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者

(3) 申請時における助成対象者の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えない者

(4) これまでに本市、他市町村等で自動車運転免許取得に係る助成を受けたことがない者

(助成金の額)

第4条 この事業による助成金の助成額は、1人につき免許取得に直接要した費用の3分の2以内とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車教習所での教習料の支払いを証する書類
- (4) その他所長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定する。

- 2 所長は、前項の規定により、助成を行うことを決定したときは、障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知し、助成金を支払うものとする。
- 3 所長は、第1項の審査において助成を行わないことを決定したときは、障害者自動車運転免許取得費助成金却下通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(助成決定の取消し及び返還)

第7条 所長は、第6条第2項の規定により交付決定通知を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）が偽りその他の不正な手段により助成を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により助成決定者に通知するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により助成金の交付決定が取り消された場合において、既に助成金の交付がされているときは、障害者自動車運転免許取得費助成金返還通知書（様式第5号）により、期限を定めて、助成決定者に対し助成金の返還を求めることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月12日告示第230号）

この告示は、令和6年11月12日から施行し、改正後のうるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月7日告示第42号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のうるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後になされる交付申請に係る助成金について適用し、同日前になされる交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。

障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書兼請求書

うるま市福祉事務所長 様

障害者自動車運転免許取得費助成金の交付を受けたいので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

また、助成金を交付することと決定したときは、下記の口座に振り込むよう請求します。

なお、助成金の交付決定に係る審査のため、うるま市が私の所得状況を調査することに同意します。

(申請内容)

申請者	氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日	職業	
	連絡先		免許の種類	
手帳の種別		身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳		
自動車運転免許取得に係る理由				

(交付申請額及び請求内容)

交付申請額及び請求額	円		
金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

- 添付書類
- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
 - (2) 運転免許証の写し
 - (3) 自動車教習所での教習料の支払いを証する書類
 - (4) その他所長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者自動車運転免許取得費助成金について、下記のとおり助成を行うことと決定しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

助成金交付決定額： 円

【留意事項】

- 1 うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 7 条第 1 項に該当した場合は、本決定を取り消します。
- 2 うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 7 条第 2 項に該当した場合は、助成金の返還を求めます。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者自動車運転免許取得費助成金の交付申請について、下記のとおり助成を行わないことと決定しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

却下理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定取消通知書

年 月 日付、第 号で交付を決定した助成金について、下記の理由により、決定を取り消しましたので、うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

取消理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市福祉事務所長 印

障害者自動車運転免許取得費助成金返還通知書

うるま市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 既交付金額 円
- 2 返還金 円
- 3 返還理由
- 4 返還期限 年 月 日